

栃木市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、栃木市長から監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表します。

令和4年4月22日

栃木市監査委員 藤 沼 康 雄

栃木市監査委員 入 野 登志子

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査の期間 令和4年1月18日から令和4年2月15日まで
- 3 監査の対象

団体名	補助金名称	所管課
栃木市スポーツ協会	栃木市スポーツ協会補助金	地域振興部 市民スポーツ課

- 4 措置の内容 次のとおり

監 査 対 象	栃木市スポーツ協会
監査結果報告日	令和4年 3月23日付け 栃市監第66号
措置結果通知日	令和4年 4月21日付け 栃市総第12号
監 査 結 果	<p>スポーツ協会が各専門部に交付する専門部活動費について、活動費の算出根拠、交付に当たっての基準等を設けることなく、前例踏襲的に交付を行っていた。</p> <p>補助金等交付団体が市からの補助金を下部組織又は関連団体に再交付することは、補助金等交付団体がそれらの下部組織等の実情に精通していること等により、より効率的かつ効果的な補助が望める反面、補助金執行の不透明化につながりやすいことが懸念されるため、補助金等交付団体において、真に効果的な事業が行われたかを十分検証するとともに、対象経費の妥当性について、市が直接補助する場合と同様の厳正な審査が求められる。</p> <p>各専門部の令和2年度決算を確認したところ、計画した事業がすべて中止になり、交付された活動費をほとんど使わず次年度に繰り越しているにもかかわらず、次年度予算でも同額の活動費を計上している事案、市が直接補助する場合には補助対象外にしている経費が含まれている事案が見受けられ、効果的かつ適正に補助金執行がなされているとは言い難い状況である。</p> <p>よって、所管課においては、効果的かつ透明性を確保した補助金執行のため、スポーツ協会に対し、専門部活動費の交付に関する規程等を整備し、専門部活動費の対象や交付手続に関する基準を明確にするよう指導されたい。</p>
措 置 内 容	<p>市民スポーツ課では、効果的かつ透明性を確保した補助金執行のため、スポーツ協会に対し、専門部予算における補助金対象経費、交付手続きの手順、補助金返還に関する条項等を盛り込んだ補助金交付に係る規程を早急に定めるよう指導を行いました。</p> <p>協会では、市の指導により、早々に規程等の整備を行い、補助金執行の適正化を図る予定です。</p>